

支給対象となる可能性のある方に、6月下旬に申請書をお届けします

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率の引上げによる、所得の低い方々や子育て世帯への負担を緩和するために、臨時的な給付措置として実施します。

## 臨時福祉給付金

### 支給対象者

平成 26 年度分の住民税が課税されていない方  
※ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者である場合などを除く

### 支給額

- ・1人につき 10,000 円
- ・加算対象者①②は 1人につき 5,000 円加算
- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- ②児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 ※2
- ※1 平成 26 年 3 月分の受給権があり、4 月分または 5 月分の年金の支払いがある方が対象
- ※2 平成 26 年 1 月分の手当等の受給者が対象

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方  
①平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付を受給  
②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表 1 参照)

### 対象児童(中学生以下)

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。※ 特例給付とは、所得が高額な方について、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているものです。  
※「臨時特例給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除く

### 支給額

・1人につき 10,000 円

## 申請書の郵送

- 支給対象となる可能性のある方に、6月下旬に申請書を郵送します。2つの給付金の申請書が別郵便で届く場合があります。
- 公務員で児童手当を受給されている方は、勤務先から申請書が配布されます。配付時期については、勤務先にお問い合わせください。

表1【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

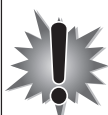
区分(扶養親族等の数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

## 申請期間

7月1日(火) ~ 10月1日(水)

## ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、平成 26 年 1 月 1 日時点で羽曳野市に住民票がない方の申請は受け付けられません。
- ※一定の住居を持たず、いずれの市区町村にも住民票がない方については、平成 26 年 1 月 2 日以降であっても住民登録の手続きを行えば申請ができます。
- ※DV 被害者や児童福祉施設などに入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、羽曳野市で申請を受けることができる場合がありますのでご相談ください。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 問合せ

臨時福祉給付金等支給業務室  
☎ 958-1111 内線 1188